

第 17 章 災害救助法の適用に関する計画

1 計画の概要

震災対策編 第3編第17章「1 計画の概要」に同じ。

2 災害救助法による救助フロー

震災対策編 第3編第17章「2 災害救助法による救助フロー」に同じ。

3 災害救助法の適用基準

震災対策編 第3編第17章「3 災害救助法の適用基準」に同じ。

4 被害状況等の判定基準

震災対策編 第3編第17章「4 被害状況等の判定基準」に同じ。

5 災害救助法の適用

震災対策編 第3編第17章「5 災害救助法の適用」に同じ。

6 災害救助法による救助の種類と実施体制

震災対策編 第3編第17章「6 災害救助法による救助の種類と実施体制」に同じ。

7 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等

震災対策編 第3編第17章「7 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等」に同じ。

(別表)

市町村別災害救助法適用基準被災世帯数早見表

市町村名		人口	適用基準		市町村名		人口	適用基準	
			1号	2号				1号	2号
村	山形市	253,832	100	50	置 賜 庄 内	米沢市	85,953	80	40
	上山市	31,569	60	30		南陽市	32,285	60	30
	天童市	62,194	80	40		高畠町	23,882	50	25
	山辺町	14,369	<u>40</u>	<u>20</u>		川西町	15,751	50	25
	中山町	11,363	40	20		長井市	27,757	50	25
	寒河江市	41,256	60	30		小国町	7,868	40	20
	河北町	18,952	50	25		白鷹町	14,175	<u>40</u>	<u>20</u>
	西川町	5,636	40	20		飯豊町	7,304	40	20
	朝日町	7,119	40	20		鶴岡市	129,652	100	50
	大江町	8,472	40	20		三川町	7,728	40	20
	村山市	24,684	50	25		庄内町	21,666	50	25
	東根市	47,768	60	30		酒田市	106,244	100	50
	尾花沢市	16,953	50	25		遊佐町	14,207	<u>40</u>	<u>20</u>
	大石田町	7,357	40	20					
最 上	新庄市	36,894	60	30					
	金山町	5,829	40	20					
	最上町	8,902	40	20					
	舟形町	5,631	40	20					
	真室川町	8,137	40	20					
	大蔵村	3,412	30	15					
	鮭川村	4,317	30	15					
	戸沢村	4,773	<u>30</u>	<u>15</u>					
計					35	1,123,891			

注1：住家が滅失した世帯の数の算定は、次の算式による(法施行令第1条第2項)。

$$\text{滅失世帯数} = (\text{全壊、全焼、流失}) + (\text{半壊、半焼}) \times 1/2 + (\text{床上浸水等}) \times 1/3$$

注2：人口は、平成27年10月1日現在の国勢調査の結果による。